

新型コロナウイルス対策のための神戸市内中小企業チャレンジ支援補助金交付要綱

令和2年5月18日 経済観光局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、厳しい経営状況にある中小企業等に対し、現下の危機的状況を乗り越えるための事業継続に向けた取組みや、回復期を見据えた販路開拓、新商品・新サービスの開発へのチャレンジを支援するために実施する新型コロナウイルス対策のための市内中小企業チャレンジ支援について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又はこれに準ずる者と市長が認める者をいう。

(対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 神戸市内に本社又は主たる事業所を置く中小企業（以下「市内中小企業」という。）
- (2) 神戸市内に主たる事務所を置き、構成員の2分の1以上が市内中小企業で構成する組合、業界団体又はこれらに準ずるものと市長が認める団体（以下「団体等」という。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。
 - (1) 次のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業）
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託事業を行う者
 - (3) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年3月条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員
 - (4) 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条に規定する暴力団等と密接な関係を有する者
 - (5) 神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）に定める市税に滞納又は未申告がある者
 - (6) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
 - (7) 本市の「中小企業等のICTを活用した経営強化支援事業」の補助金の交付を受ける者
 - (8) その他、本市が補助金を交付するにあたり、社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれがあると市長が認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、第1条の趣旨に沿うものとして次条に規定する実施期間内に実施する事業であって、以下の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業継続のための新たな取組み
- (2) 販路開拓のための新たな取組み
- (3) 新商品・新サービスの開発
- (4) 社員の働き方改革を推進し、経営改善を行う新たな取組み

(対象事業の実施期間)

第5条 補助対象事業の実施期間は、令和2年4月1日から令和3年1月31日までとする。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第4条に規定する補助対象事業の実施にかかる経費であって、前条第1項の期間内に納品及び支払いが完了するもので、請求書又は領収証等の書類（以下「請求書等」という。）により、自社以外に対して物品や役務等の発注、納品及び支払いを行ったことが確認できるものとする。

- 2 ただし、飲食費、自社施設の賃料、自社の社員の人件費、商品の仕入れにかかる材料費や光熱水費等のランニングコスト並びにキャンセルや値下げ等による損失補填、仕入れにかかる消費税及び地方消費税相当額その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用については補助対象経費としない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じた金額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 一申請あたりの補助金の額の上限は、1,000,000円とする。
- 3 国、兵庫県又は本市による同様の補助金（以下「国等の補助金」という。）の交付を受けようとする場合又は受けた場合の補助金の額は、次のうち最も低い額とする。
 - (1) 同条第1項の規定により算出した額（補助対象経費の4分の3）
 - (2) 補助対象経費から国等の補助金の額を差し引いた金額に4分の3を乗じた額（ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）
 - (3) 同条第2項に規定する一申請あたりの補助金の額の上限（1,000,000円）

(交付の申請)

第8条 補助対象者は、補助金規則第5条第1項により補助金の交付を申請するときは、別に定める期間内に次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び誓約書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本補助金の公募要領で別に定める書類（以下「添付書類」という。）

2 本補助金においては前項の規定にかかわらず、補助対象者は、電磁的記録により申請書類の提出を行うことができるものとする。第10条第1項に規定する変更等の承認の申請並びに第12条に規定する実績報告についても同様とする。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請書類の提出があった場合には、補助金交付のための審査を行い、適当と認めるときは、補助金規則第6条に基づき補助金の交付を決定するとともに、補助対象者に対して速やかに通知する。

2 市長は、補助金規則第6条第3項に規定する補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、申請後、補助対象者に対して速やかに通知する。

3 前2項に規定する補助対象者への通知については、電磁的記録により行うことができるものとする。第10条第2項に規定する変更等の承認の通知及び第13条第1項に規定する交付額の確定通知及び同条第2項に規定する不交付の通知についても同様とする。

(変更等の承認の申請)

第10条 補助対象者は、補助金規則第7条の規定に基づく交付の条件について、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに変更等申請書（事業計画）（様式第3号）及び変更収支予算書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該交付の決定にかかる事業（以下「補助事業」という。）を中止する場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合
- (3) 国等の補助金に減額が生じた場合

2 市長は、前項の申請があったときは当該申請にかかる内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助事業者に対して通知するものとする。

(補助事業遂行の義務)

第11条 補助対象者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

(実績報告)

第12条 補助対象者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類（以下「実績報告」という。）を当該補助事業の完了後、令和3年2月26日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（兼振込口座指定書）（様式第5号）
- (2) 収支決算書（様式第6号）
- (3) 請求明細書及び領収書等（支払日、支払先、支払内容及び消費税額が確認できるもの）の写し
- (4) その他市長が特に必要と認める資料

2 市長は、前項の規定にかかわらず、申請者からの申出がある場合においてやむを得ない事由があると認めるときは、同項の提出期限を令和3年3月31日とすることができる。

(交付額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告に基づき補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助対象者に速やかに通知するものとする。

2 市長は、実績報告の内容が、第8条の規定により行われた申請の内容と著しく差異があると認めるときは、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を交付しないときは、補助対象者に対して速やかに通知するものとする。

(補助金の支払)

第14条 市長は、前条(第1項)の規定による交付額の確定通知を行った後、補助対象者に対して速やかに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、申請の内容に虚偽又は不正があったときは、交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、申請者に対して速やかに通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、交付決定から5年以内に、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 前条第1項の規定により、交付決定が取り消されたとき。

(2) 補助金規則第10条又は第19条により、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消されたとき。

(3) 本要綱、補助金規則その他の規定に違反したとき。

(財産処分の制限)

第17条 補助金規則第24条第1項に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和53年通商産業省告示第360号)に準じるものとする。

(帳簿の備付け)

第18条 補助対象者は、補助事業にかかる収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について請求書等を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(施行細則の委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年5月18日から施行する。

この要綱は、令和3年2月5日から施行する。